

介護サービス事業者等の運営における暴力団員等の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下、「法」という。）における介護老人保健施設、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者及び介護医療院に係る申請等に関して、宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号、以下、「県暴力団排除条例」という。）、下記条例及び規則に基づき、介護サービス事業者等の運営から暴力団員等を排除するために必要な事項について定めるものとする。

記

(条例)

- ア 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第83号）（第16条関係）
- イ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第87号）（第3条、第16条関係）
- ウ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第88号）（第16条関係）
- エ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第90号）（第3条、第16条関係）
- オ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年宮城県条例第77号）（第16条関係）

(施行規則)

- ア 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第29号）（第39条関係）
- イ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第33号）（第33条関係）
- ウ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第34号）（第39条関係）
- エ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年宮城県規則第36号）（第33条関係）
- オ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年宮城県規則第107号）（第40条関係）

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、法及び県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

(1) 介護サービス事業者等

介護老人保健施設、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、介護医療院をいう。

(2) 役員

法 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員をいう。

(3) 暴力団員等

県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(誓約書の提出)

第 3 条 介護サービス事業者等の管理者及び役員は暴力団員等に該当する者であってはならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる申請等を行う場合にあっては、第 1 項の内容を誓約する書面を宮城県知事あてに提出しなければならない。

(1) 指定居宅サービス事業者

法第 41 条第 1 項本文の規定による指定の申請、法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新の申請、法第 75 条第 1 項の規定による変更の届出（役員又は管理者の氏名に係る変更に限る。）。

(2) 指定介護老人福祉施設

法第 48 条第 1 項第 1 号の規定による指定の申請、法第 86 条の 2 の規定による指定の更新の申請、同法第 89 条の規定による変更の届出（役員又は管理者の氏名に係る変更に限る。）。

(3) 介護老人保健施設

法第 94 条第 1 項の規定による開設許可申請、法第 94 条の 2 第 1 項の規定による許可の更新の申請、法第 95 条の規定による管理者承認の申請、法第 99 条第 1 項の規定による変更の届出（役員又は管理者の氏名に係る変更に限る。）。

(4) 介護医療院

法第 107 条第 1 項の規定による開設許可申請、法第 108 条第 1 項の規定による許可の更新の申請、法第 109 条の規定による管理者承認の申請、法第 113 条の規定による変更の届出（役員又は管理者の氏名に係る変更に限る。）。

(5) 指定介護予防サービス事業者

法第 53 条第 1 項本文の規定による指定の申請、法第 115 条の 5 第 1 項の規定による変更の届出（役員又は管理者の氏名に係る変更に限る。）、法第 115 条の 11 の規定による指定の更新の申請。

(照会)

第 4 条 保健福祉部長は、前条第 2 項の規定による誓約書を提出した介護サービス事業者等の管理者及び役員が暴力団員等に該当するか否かについて、宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長に照会するものとする。

(措置等)

第5条 前条の照会の結果、介護サービス事業者等の管理者及び役員が暴力団員等に該当することが判明したときは、県は法及び改正前の法の規定に基づく措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。